

議案第 38 号

専決処分した事件の承認について

訴えの変更（予備的請求の追加）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 2 月 23 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

専決処分書

専決第6号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月25日専決

亀山市長 櫻井義之

亀山市は、名古屋高等裁判所平成28年（ネ）第958号所有権移転登記手続請求控訴事件、不当利得反訴請求控訴事件（原審 津地方裁判所平成26年（ワ）第575号所有権移転登記手続請求事件、平成27年（ワ）第617号不当利得反訴請求事件）のため、次のとおり、予備的請求を追加する（和解を含む。）。

1 当事者

控訴人（原審被告）



被控訴人（原審原告） 亀山市

2 訴状第1項の次に下記の請求の趣旨（予備的請求）を追加する。

控訴人（原審被告）は被控訴人（原審原告）に対し、別紙物件目録1ないし4記載の土地について、平成18年9月27日付け寄附を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

3 訴訟遂行の方針

（1）市の顧問弁護士楠井嘉行と、楠井法律事務所弁護士西澤博、弁護士赤木邦男、弁護士小林明子、弁護士田中友康、弁護士山田瞳、弁護士石田美奈子、弁護士岡浩喜、弁護士岩崎かほりを訴訟代理人と定める。

(2) 第 2 審 判 決 の 結 果 、 必 要 が あ る 場 合 (主 位 的 請 求 も 含
め) は 、 上 告 、 上 告 受 理 の 申 立 て を す る 。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|------------------|------------------|-----------------------------------------------------|
| 1 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 龜山市住山町字下古野
5 2 番 4
山林
1 3 6 m ² |
| 2 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 龜山市住山町字下古野
5 2 番 6
山林
9 6 m ² |
| 3 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 龜山市住山町字葛城
5 9 番 2
雜種地
1 1 6 m ² |
| 4 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 龜山市住山町字葛城
5 9 番 4
雜種地
1 4 1 m ² |